

■ Article (vol. 43) ■

法人税法改正動向について—各省庁による税制改正要望を受けて

拓殖大学商学部助教 稲葉知恵子

.....

税制調査会は 8 月 31 日に、平成 23 年度税制改正要望の各省庁からの受付を締め切った。減税項目としては、法人税率 5%の引き下げや証券優遇税制の延長が大きな論点となっている。増税項目としては環境税の創設やたばこ税率の引き上げ等が挙げられている。本稿では、法人税法改正の動向を概観したい。

わが国の法人税の実効税率は 40%超である。これは、経済協力開発機構 (OECD) 加盟国の平均 26.3%と比べても突出して高い。税制改正要望では、経済産業省が法人税の基本税率を 5%下げよう要望した¹。9 月 9 日に初会合が実施された新成長戦略実現会議 (議長 菅直人首相)²では、法人課税の軽減について、平成 23 年度の予算編成・税制改正作業の中で検討して今年度内に結論を出すことを明らかにした³。

法人税率を 5%下げるとは税収が 1 兆円程度減ることを意味する。「財源確保が減税の前提」とされているが、経済産業省は財源を示していない。財源案としては政策減税 (租税特別措置) の廃止・縮小などが候補とされるが、財務省が 9 月 2 日に公表した平成 23 年度税制改正要望の集計結果によると租税特別措置の廃止・縮減など見直し項目は 55 件、3500 億円にとどまる。

法人税率の 5%引き下げ以外に、経済産業省は、法人税に関連する新設項目として「日本のアジア拠点化のための税制措置」、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法 (産活法) に基づく有限責任事業組合 (LLP) への現物出資に係る譲渡益課税の繰り延べ」および「産業集積の再生に向けた市区町村向けの高度化融資の創設に伴う税制措置」を要望している。拡充項目としては「国外関連者との取引に係る課税の特例 (移転価格税制) の見直し」や「グループ法人税制の円滑な執行に向けた措置」等を要望している。

1 外務省も法人税率の引き下げを要望している。

2 新成長戦略は平成 32 年度までに実現を目指す経済政策で、「環境・エネルギー分野」「医療・介護・健康分野」「アジアに関する分野」「観光・地域活性化分野」「科学・技術・情報通信分野」「雇用・人材分野」「金融分野」の 7 つの分野ごとに具体的な規制・制度の改革等を盛り込み、年平均で名目 3%、実質 2%を上回る経済成長率を目指す。

3 税制調査会は首相指示を受け検討を急いでいるが、9 月 14 日に実施される民主党代表選後のスケジュールは定かではない。小沢一郎氏は、「社会保険の負担も含めて比較すれば (大企業の法人課税は) 高くない」と述べている。また、与党が参議院で過半数を割り込んでいるため、平成 23 年度税制改正大綱で来年度からの法人税率引き下げを決めたとしても、国会で税制改正関連法案が成立しない可能性もある。

金融庁は、法人税に関連する新設項目として「国際課税原則の見直し（「総合主義」から「帰属主義」への変更）」、「個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合の引上げ」を要望している。また、財務省との共同要望で「金融商品に係る損益通算範囲及び損失繰越期間の拡大」を掲げている。

環境省は、石油や石炭、天然ガスなど全化石燃料に課税する地球温暖化対策税の平成23年度導入を要望している。経済産業省は新税創設ではなく、現行の石油・石炭税の引き上げで対応する案を提出しているが、税收の使い道については両省とも全額を二酸化炭素の排出抑制に充てるとしている。

総務省は、2015年を目途にすべての世帯で超高速ブロードバンドサービスを利用とする「光の道」構想を実現するため、公共アプリケーションを公共施設に導入するために必要となる設備を特別償却する「『光の道』推進税制（公共アプリケーション利活用促進税制）の創設」を要望している。

国土交通省は、「海外インフラプロジェクト準備金の創設」、「『新しい公共』によるコミュニティ活動支援ファンドへの投資に対する特例措置の創設」、「大都市圏の新たな政策区域に係る事業用資産の買換特例措置の創設」等を要望している。

厚生労働省は、「医療法の改正に伴う税制上の所要の措置」、「後期高齢者医療制度を廃止し、新たな制度の創設に伴う税制上の所要の措置」、「独立行政法人の見直しに伴う税制上の所要の措置」等を要望している。

文部科学省は、「(独)国立青少年教育振興機構が実施する助成事業に対する寄附金の税額控除の導入及び指定寄附化」、「(独)日本スポーツ振興センターが実施する優秀な選手・指導者を対象とする助成事業への寄附金に係る指定寄附金制度の導入」、「国立研究開発機関制度（仮称）に係る税制上の所要の措置」等を要望している。

租税特別措置を中心に、減税要望は259件、1兆5600億円に達した。しかし、大半の省庁は財源案を示していない。また、与党が参議院で過半数を割り込んでいるため、平成23年度税制改正大綱として提出しても、国会で税制改正関連法案が成立しない可能性もある。

税制調査会 税制改正要望

<http://www.cao.go.jp/zei-cho/youbou/youbou.html>

新成長戦略会議

<http://www.npu.go.jp/policy/policy04/archive02.html>

「税制改正要望」(注：主な項目を抜粋)

○ 法人税率の5%引き下げ

わが国の法人実効税率を国際水準並みに引き下げるべく、まずは法人税率を5%引き下げる。これに伴う税收減を抑えるため、租税特別措置を整理・重点化すること等により課税ベースを拡大する。

○ 日本のアジア拠点化のための税制措置

アジア本社や研究開発機能の呼び込みを図るため、法的枠組みの下で認定を受けた企業に対する税制上のインセンティブ制度を創設する。具体的には①法人税負担の軽減、②当該企業の経営人材に対するストックオプションの付与に関する特例、③事前照会に対する文書回答手続の特例、④役員報酬の二重課税排除等の措置を講じる。

○ 国外関連者との取引に係る課税の特例(移転価格税制)の見直し

国際的な指標となっている OECD 移転価格ガイドラインが改定されたことに伴い、わが国の移転価格税制を見直し、納税者の実態・実情を踏まえた税制とする。

○ 国際課税原則の見直し(「総合主義」から「帰属主義」への変更)

国際課税原則については、OECD 加盟国のほぼ全てにおいて、外国法人等が国内に恒久的施設(PE)を有する場合、PEに帰属する所得のみが申告対象とされている(「帰属主義」)。

しかしながら、わが国においては、外国法人等が国内に PE を有する場合、PEに帰属しているか否かを問わず、すべての国内源泉所得について申告が必要である(「総合主義」)。

このような税制はグローバル・スタンダードから乖離しており、対内投資の阻害要因となっている状況である。わが国においても、国際課税原則を見直し、「総合主義」を「帰属主義」に変更することにより、対内投資の阻害要因を除去し、わが国金融・資本市場の魅力を高める必要がある。

○ 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合の引上げ

借り手が民事再生・破産等の法的手続に入った場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合を引き上げる。

現行制度上、会計と税務の貸倒損失計上の時期には大きな差異が存在し、税務上損金算入が認められる貸倒れに係る償却・引当の範囲は極めて限定的となっている。金融機関は、会計上の貸倒引当金のうち税務上損金算入できないものの一

部を繰延税金資産として資産計上しているが、繰延税金資産は自己資本としては脆弱である点が指摘されている。本要望により、自己資本の質の向上を図ることを通じて金融機関の自己資本の質の向上に資する。

○ 金融商品に係る損益通算範囲及び損失繰越期間の拡大

現行制度においては、株式の譲渡損失を預金・債券の利子所得と損益通算できないなど、金融商品間の損益通算範囲が制限されているほか、損失繰越期間についても限度(3年)があり、投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況にある。このため、金融商品に係る損益通算範囲及び損失繰越期間を拡大し、個人投資家の積極的な市場参加を促す環境を整備することが必要である。

また、預金・債券に損益通算の範囲を拡大するにあたっては、課税方式を株式等の課税方式(申告分離課税)と同じものに変更する必要があるが、債券市場については、税により市場の流通性が阻害されているなどの問題点(課税玉と非課税玉の分断問題)がかねてから指摘されているところであり、当該課税方式の変更に併せて現行債券税制の抜本的な見直しを行う。

以上